



SuMi TRUST年金ニュース



(平成29年11月27日)

三井住友信託銀行 年金企画部

確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連政令の公布

平成29年11月27日、確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連政令が公布されました。

I. 概要

平成28年5月24日に可決・成立した確定拠出年金法等の改正に関して、「公布の日から2年以内で政令で定める日」とされていた改正事項の施行日が「平成30年5月1日」とされました。

確定給付企業年金制度に関しては、DB・DC・中退共制度間における「制度間ポータビリティの拡充」及び「中途脱退者の定義の変更」に関する事項が、確定拠出年金制度に関しては「簡易型DC・中小事業主掛金納付制度の創設」及び「運用商品の上限数設定（35本）」に関する事項等が規定されています。

なお、当該改正事項に係る省令や通知は後日公布される予定です。

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」については、[平成28年5月24日付SuMi TRUST年金ニュース](#)にて、「確定給付企業年金制度に関する事項」については、[平成28年4月26日付SuMi TRUST年金ニュース](#)においてもご案内しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

<政令>

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成29年政令第291号）、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成29年政令第292号）

http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_171127kanpo.pdf

<パブリックコメントの結果公示>

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170185&Mode=2>

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】03-6256-3581